

●お問い合わせ窓口

小金井市福祉保健部介護福祉課(市役所第二庁舎2階) 〒184-8504 本町6-6-3

- ◆給付担当(介護保険サービスの利用について) ☎042-387-9822
- ◆保険料担当(介護保険料について) ☎042-387-9921
- ◆認定係(要介護認定について) ☎042-387-9804
- ◆包括支援係(介護予防事業について) ☎042-387-9845
- ◆高齢福祉係(高齢者一般施策について) ☎042-387-9843

東京都国民健康保険団体連合会

- ◆介護相談指導課(介護サービスに関する苦情など) ☎03-6238-0177

東京都の相談窓口

- ◆東京都介護保険制度相談窓口(介護保険制度一般の相談) ☎03-5320-4597
- ◆東京都介護保険審査会事務局(要介護認定結果などへの不服申立) ☎03-5320-4293
- ◆東京都消費生活総合センター(契約に関する相談など) ☎03-3235-1155
- ◆東京都保健医療情報センター(医療機関の情報提供など) ☎03-5272-0303

おむつ代の医療費控除

おおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態の方のおむつ代は、その方を治療している医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収証があれば、所得税・住民税の医療費控除の対象となります。2年目以降は要介護認定を受けていて、その認定の内容が一定の条件に該当すれば、「おむつ使用証明書」に代えて市が発行する「主治医意見書内容確認書」を使って医療費控除の申請が可能です。

- ◆介護福祉課認定係 ☎042-387-9804

障害者控除対象者認定

高齢による寝たきりや、重度の認知症などで複雑な介護を要し、日常生活に支障のある65歳以上の方は「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、市の認定が受けられます。納税者本人、または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

- ◆介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

特別障害者手当

在宅で、著しく重度の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度あるいはそれらと同等の疾病、精神障害)があり、常時特別な介護を必要とする方について、申請できる手当があります(本人・配偶者・扶養義務者それぞれに所得制限があります)。

- ◆自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9842

みんなの
あんしん

介護保険

令和6年4月
制度改正対応版

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



小金井市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていただけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業所に依頼できるように(令和6年4月から) ▶ 8・16 ページ
一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように(令和6年4月から) ▶ 21 ページ

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更(令和6年4月から) ▶ 11～20 ページ
介護保険施設における居住費等の負担限度額の変更(令和6年8月から) ▶ 30 ページ
介護保険料の変更(令和6年4月から) ▶ 32 ページ

介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 通知カード
(住所、氏名等が住民票と一致している)
等

身元確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 運転免許証
- パスポート等の写真つきの身分証明書

写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

しくみと加入者

介護保険のしくみ P.4

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① P.6

要介護認定の流れ P.6

サービス利用の流れ② P.8

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす P.11

施設サービスの種類と費用のめやす P.15

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす P.16

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス P.19

福祉用具貸与・販売、住宅改修

生活環境を整えるサービス P.21

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
自分らしい生活を続けるために P.24

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 P.29

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています P.32

しくみと加入者

サービス利用の
手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・
販売、住宅改修

地域支援事業

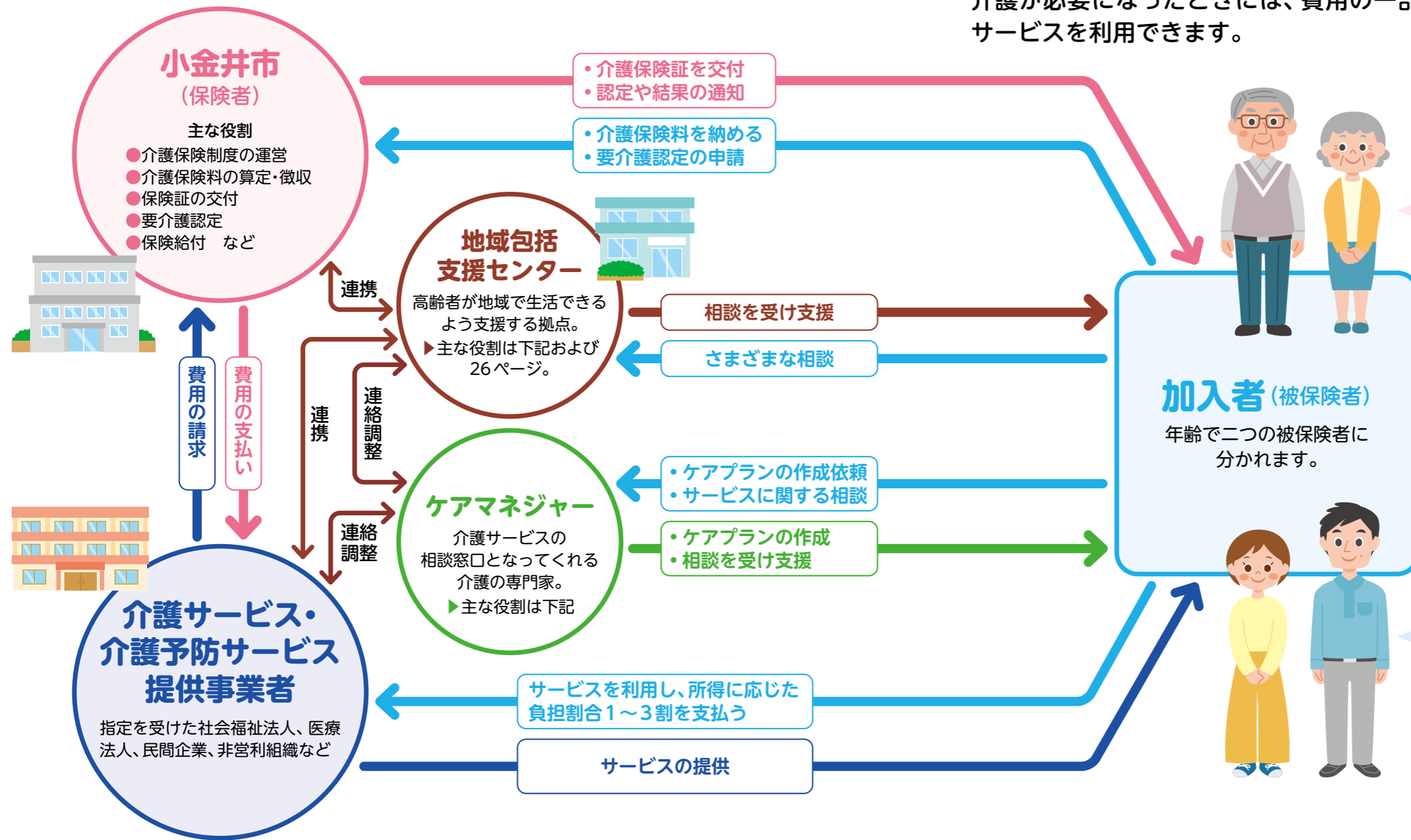
費用の支払い

介護保険料の
決まり方・納め方

住み慣れた地域でいつまでも元気に

しくみと加入者

しくみと加入者



65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
 「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
(要介護認定 ▶ 6～7ページ)

※ 65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

医療保険に加入している 40～64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
 介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※ 介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

「地域包括支援センター」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とケアプランの練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員とい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス利用の流れ①



1 | 相談する

地域包括支援センターや小金井市の窓口にご相談しましょう。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 要介護認定の申請

介護サービスや介護予防のサービスの利用を希望する方は、小金井市の窓口にて要介護認定の申請をします。

3 | 認定結果の通知

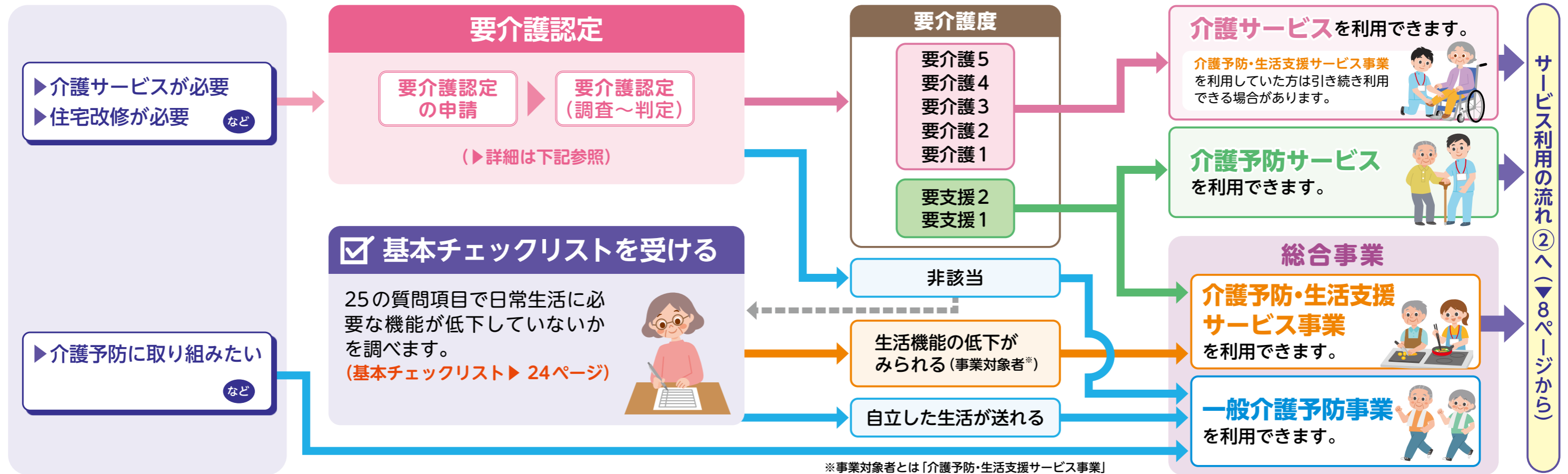
以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険の保険証」が届くので、記載された内容を確認しましょう。

4 | 利用できるサービス

要介護状態区分によって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

サービス利用の手順

サービス利用の手順



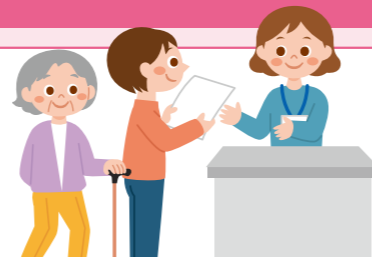
*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

要介護認定の流れ

1 要介護認定の申請

申請は、本人または家族、成年後見人等のほか、次のところに代行してもらうこともできます。

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所 ・介護保険施設



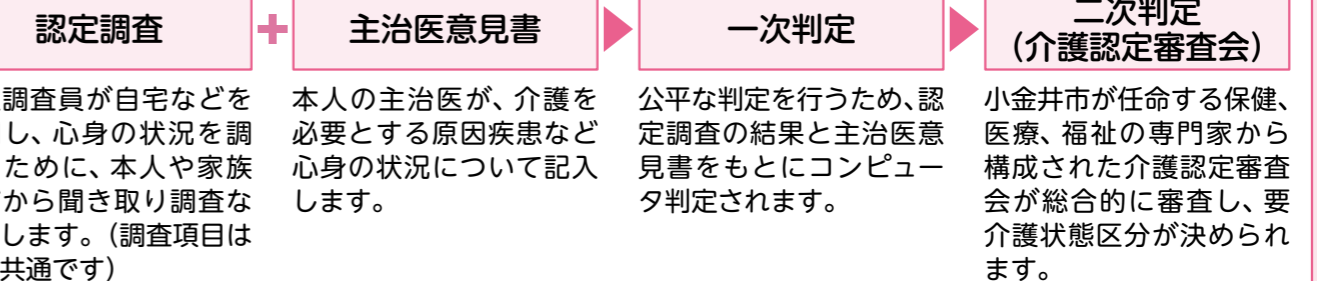
申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険認定連絡票
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証
- マイナンバーと本人や代理人の身元確認書類 (▶ P.2参照)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。事前に医療機関に確認しておきましょう。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、認定調査の結果などから公平な審査・判定が行われ、要介護状態区分が決まります。



サービス利用の流れ②

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

1 ケアマネジャーを選ぶ

地域包括支援センターに相談するか、小金井市が公表している介護事業者一覧から居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.11

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそってサービスを利用します。

介護サービスの種類

居宅サービス	地域密着型サービス
● 訪問サービス…▶ P.12・13	● 訪問サービス…▶ P.19
● 施設に通う…▶ P.13	● 認知症の方向け…▶ P.19
● 短期間施設に泊まる…▶ P.14	● 施設に通う…▶ P.20
● 生活環境を整える…▶ P.21～23	● 通いを中心とした複合サービス…▶ P.20

施設等へ入所・入居したい

1 介護保険施設等を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設等に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設等のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 入所・入居してサービスを利用する

入所・入居※2して、ケアプランにそってサービスを利用します。

施設等の種類

- 介護保険施設（特養、老健など）…▶ P.15
- 介護付き有料老人ホームなど…▶ P.14
- 認知症グループホーム…▶ P.19

要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡する

地域包括支援センターに連絡します。（指定を受けた一部の居宅介護支援事業所でも受け付けできます。）

変更ポイント
介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた一部の居宅介護支援事業所へ依頼できるようになりました。（令和6年4月から）

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.16

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防サービスの種類

介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス
● 訪問サービス…▶ P.16・17	● 認知症の方向け…▶ P.19
● 施設に通う…▶ P.17	● 通いを中心とした複合サービス…▶ P.20
● 短期間施設に泊まる…▶ P.18	
● 施設に入所して利用する…▶ P.18	
● 生活環境を整える…▶ P.21～23	

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.25
- 施設に通う…▶ P.25

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。

2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.25
- 施設に通う…▶ P.25

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 サービスの契約、入所・入居にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

サービス利用の手順

介護保険証 (介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

交付対象者

- [65歳以上の方]**
 - 1人に1枚交付されます。
 - 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。
- [40～64歳の方]** ● 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき (65歳以上の方)
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

大切に保管しましょう。

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

サービス利用の手順

負担割合証 (介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

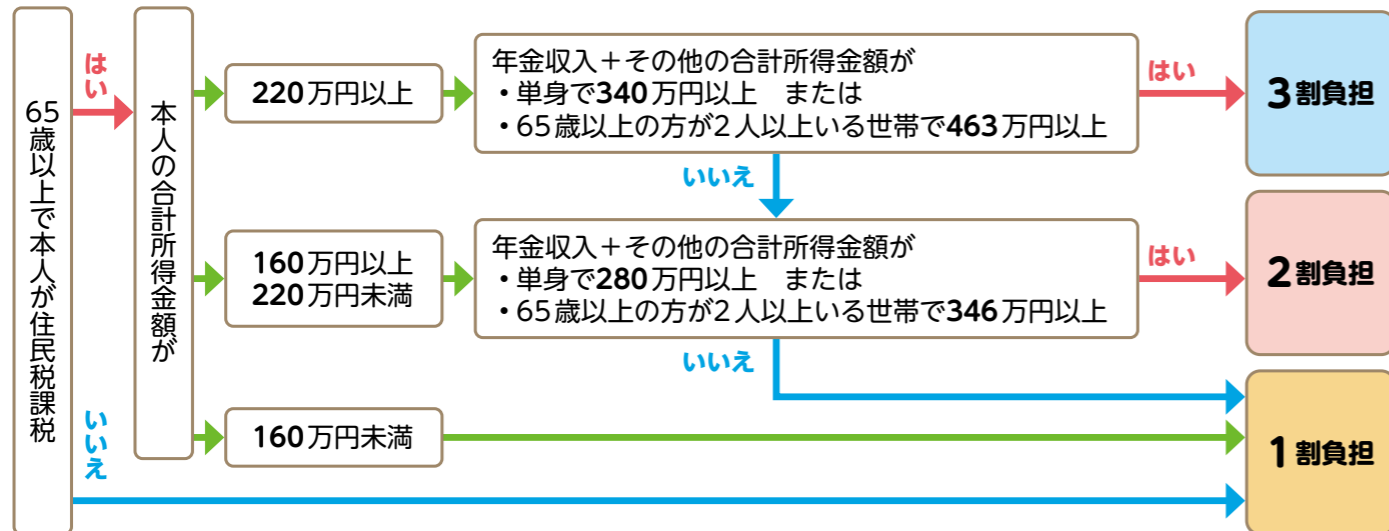
介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。

大切に保管しましょう。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



介護サービス

ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後		通所介護					

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。地域密着型サービスについて▶19・20ページ。

日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉	●食事、入浴、排せつのお世話 ●着替え、外出の介助 など
〈生活援助〉	●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす		
身体介護 中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助 中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

※通院のほか、日常生活品の買い物、選挙、市役所での手続きなどを目的とした外出にも利用できます。

※要支援の方は総合事業 訪問型サービスを利用できます。(▶P.25 参照)

以下のサービスは、介護保険の対象外です
本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗車
- など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして全額自己負担により受けることもできます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす	
1回	1,266円

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす	令和6年5月まで	令和6年6月から
	1回	307円

お医者さんの指導のよりの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に対して行う場合】	令和6年5月まで	令和6年6月から
	医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす	令和6年5月まで		令和6年6月から	
	病院・診療所から	20分～30分未満	398円	399円
		30分～1時間未満	573円	574円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	470円	471円	
	30分～1時間未満	821円	823円	

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】			
要介護1	658円	要介護4	1,023円
要介護2	777円	要介護5	1,148円
要介護3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は総合事業 通所型サービスを利用できます。(▶P.25 参照)

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】		令和6年5月まで	令和6年6月から
要介護1	757円	762円	
要介護2	897円	903円	
要介護3	1,039円	1,046円	
要介護4	1,206円	1,215円	
要介護5	1,369円	1,379円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.10 参照)
※実際の費用は、利用する事業所の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目、日常生活費などにより異なります。

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護
【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	704円	603円	603円
要介護2	772円	672円	672円
要介護3	847円	745円	745円
要介護4	918円	815円	815円
要介護5	987円	884円	884円

※このほか滞在費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

短期入所療養介護
【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	836円	753円	830円
要介護2	883円	801円	880円
要介護3	948円	864円	944円
要介護4	1,003円	918円	997円
要介護5	1,056円	971円	1,052円

※このほか滞在費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

居室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋	リビングスペースを併設していない個室	定員2人以上の相部屋

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護
【介護付き有料老人ホームなど】

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要介護1	542円	要介護4	744円
要介護2	609円	要介護5	813円
要介護3	679円		

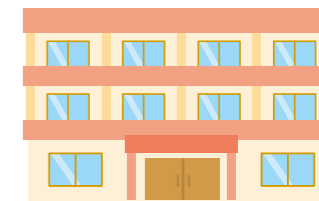
※このほか居住費、食費、日常生活費がかかります。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。



その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス 19・20ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 21～23ページ

施設サービスの種類と費用のめやす



介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	24,450円	21,960円	21,960円
要介護4	26,580円	24,060円	24,060円
要介護5	28,650円	26,130円	26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。このほか居住費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	24,060円	21,510円	23,790円
要介護2	25,440円	22,890円	25,290円
要介護3	27,390円	24,840円	27,240円
要介護4	29,040円	26,490円	28,830円
要介護5	30,540円	27,960円	30,360円

※このほか居住費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,500円	21,630円	24,990円
要介護2	28,800円	24,960円	28,290円
要介護3	35,970円	32,100円	35,460円
要介護4	39,000円	35,160円	38,490円
要介護5	41,760円	37,890円	41,250円

※このほか居住費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.10参照)

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

(ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.14参照)

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。
地域密着型サービスについて▶19・20ページ。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員や指定を受けた一部の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業所へ依頼できるようになりました。
 (令和6年4月から)

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
 (全額を介護保険で負担します)



自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす	
1回	856円

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす		令和6年5月まで	令和6年6月から
1回	307円	298円	

お医者さんの指導のよとの助言・管理

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に対して行う場合】		令和6年5月まで	令和6年6月から
医師の場合(月2回まで)	514円	515円	
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円	
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円	
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円	
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円	

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす		令和6年5月まで	令和6年6月から
病院・診療所から	20分～30分未満	381円	382円
	30分～1時間未満	552円	553円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	450円	451円
	30分～1時間未満	792円	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす		令和6年5月まで	令和6年6月から
要支援1	2,053円	2,268円	
要支援2	3,999円	4,228円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	529円	451円	451円
要支援2	656円	561円	561円

※このほか居住費、食費、日常生活費がかかります。

介護予防短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	624円	579円	613円
要支援2	789円	726円	774円

※このほか居住費、食費、日常生活費がかかります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護
【介護付き有料老人ホームなど】

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援1	183円	要支援2	313円
------	------	------	------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※このほか居住費、食費、日常生活費がかかります。

その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス 19・20ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 21～23ページ

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.10参照)

※実際の費用は、利用する事業所の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目、日常生活費などにより異なります。

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護2	9,720円	12,413円	
要介護3	16,140円	18,948円	
要介護4	20,417円	23,358円	
要介護5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。

夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円
-----	------

※要支援の方は利用できません。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護
【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要支援1	861円	要介護3	1,210円
要支援2	961円	要介護4	1,319円
要介護1	994円	要介護5	1,427円
要介護2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護
【認知症グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	749円	要介護3	812円
要介護1	753円	要介護4	828円
要介護2	788円	要介護5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のみやす
[7～8時間未満の利用の場合]

要介護1	753円	要介護4	1,172円
要介護2	890円	要介護5	1,312円
要介護3	1,032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は総合事業 通所型サービスを利用できません。(▶P.25参照)

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のみやす

要支援1	3,450円	要介護3	22,359円
要支援2	6,972円	要介護4	24,677円
要介護1	10,458円	要介護5	27,209円
要介護2	15,370円		

※このほか宿泊費、食費、日常生活費がかかります。

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のみやす

要介護1	12,447円	要介護4	27,766円
要介護2	17,415円	要介護5	31,408円
要介護3	24,481円		

※このほか宿泊費、食費、日常生活費がかかります。
※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人
福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のみやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	828円	745円	745円
要介護4	901円	817円	817円
要介護5	971円	887円	887円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。
※このほか居住費、食費、日常生活費がかかりますが、負担軽減の制度があります。(▶P.30参照)

地域密着型
特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のみやす

要介護1	546円	要介護4	750円
要介護2	614円	要介護5	820円
要介護3	685円		

※このほか居住費、食費、日常生活費がかかります。
※要支援の方は利用できません。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.10参照)

※実際の費用は、利用する事業所の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目、日常生活費などにより異なります。

生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。(例外があるため、ケアマネジャーにご相談ください。)
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をとまわらないもの) ・歩行器	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

事業者には、下記1、2が義務付けられています。

1 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。

2 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。

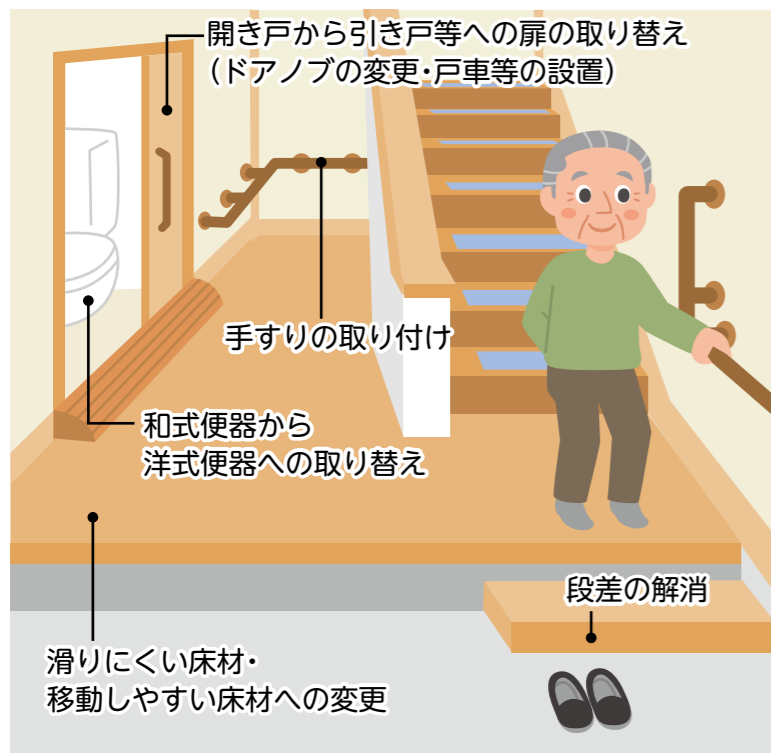
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修(以下の内容)が対象となります。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーなどに相談しましょう。



介護保険の対象となる工事の内容

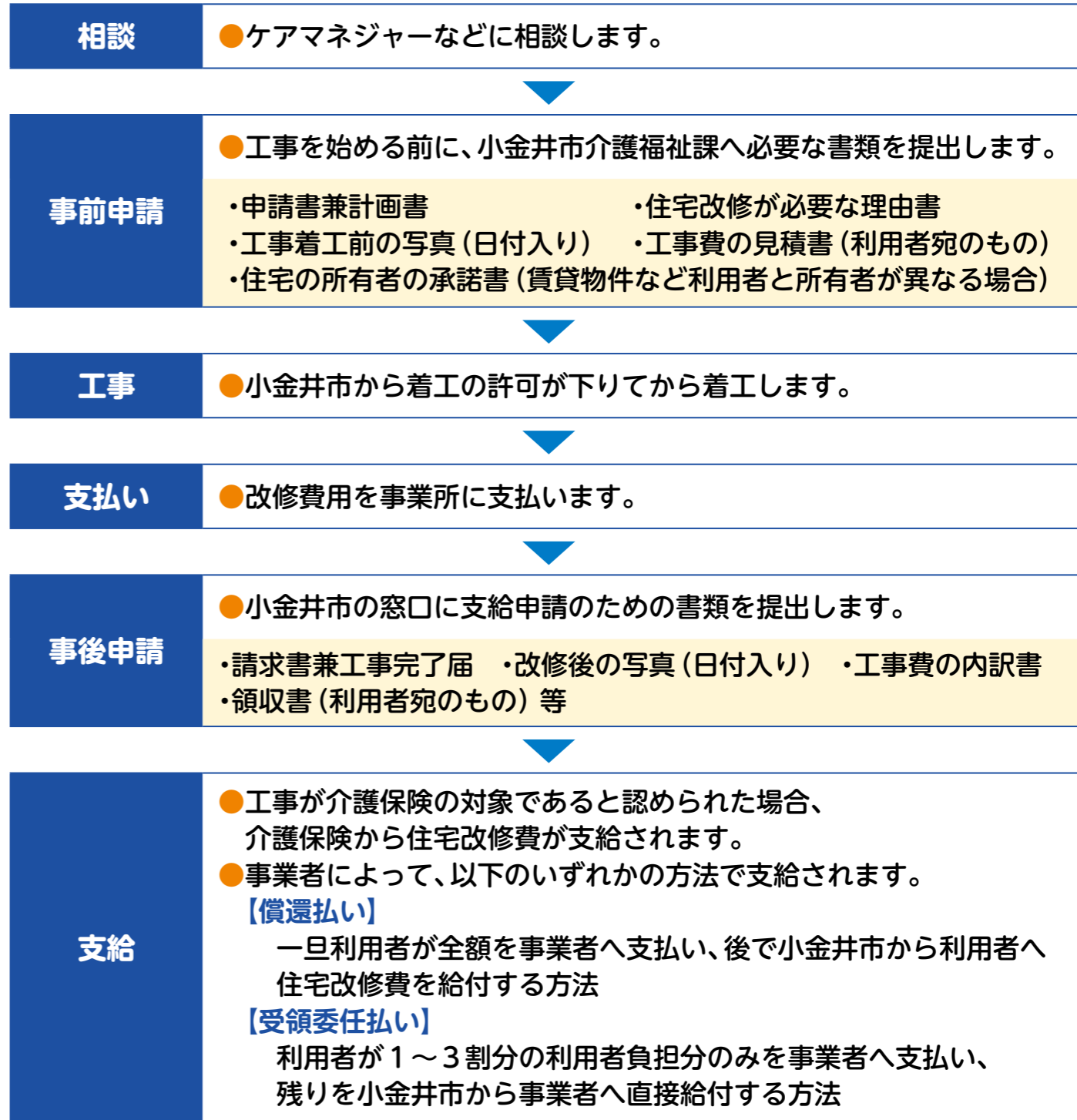
- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
 ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
 ※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修の手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です



住宅改修のサービスを受けるには、要介護・要支援認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



介護予防・日常生活支援総合事業 自分らしい生活続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方は、**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- このほか、65歳以上の方は、一般介護予防事業を利用できます。

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、小金井市の窓口、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。介護事業者によって、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスや、市独自基準の軽度者向けのサービスが提供されます。



通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。介護事業者によって、以前の介護予防通所介護に相当するサービスや、市独自基準の軽度者向けのサービスが提供されます。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

- 対象者** 65歳以上の方

- **介護予防普及啓発事業**
介護予防に関する講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
- **地域リハビリテーション活動支援事業**
介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。
- **小金井さくら体操自主グループ**
市のご当地体操である「小金井さくら体操」をとり入れた自主グループ活動です。65歳以上の方が対象です。

その他の地域支援事業

● 高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では
不安になってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた



地域包括支援センターのご案内

● 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。



地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を
応援します!

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな
問題に
対応します!

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



高齢者の
権利を
守ります!

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。

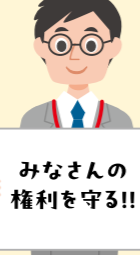


充実した
サービス
を提供するために
支援します!

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



積極的に
ご利用
ください



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

地域包括支援センター（ ）内は各地域包括支援センターの担当地域です。

● 小金井にし 地域包括支援センター

住所: 貫井北町2-5-5
電話: 042-386-7373
(本町4～5丁目、桜町2丁目、貫井北町)
※令和6年度中に本町4丁目へ移設予定

● 小金井きた 地域包括支援センター

住所: 桜町1-9-5
電話: 042-388-2440
(梶野町、関野町、緑町、本町2～3丁目、桜町1・3丁目)



● 小金井みなみ 地域包括支援センター

住所: 前原町5-3-24
電話: 042-388-8400
(前原町、本町6丁目、貫井南町)

● 小金井ひがし 地域包括支援センター

住所: 中町2-15-25
電話: 042-386-6514
(東町、中町、本町1丁目)

地域のみなさんと協力して高齢者を守ります

●地域包括支援センターでは、高齢者の見守りを行っています。

地域のみなさんが日常生活や仕事の中で、近所の高齢者をさりげなく見守り、何か心配なこと、何か気がかりなことを感じたら、お気軽に地域包括支援センターにご相談ください。連絡を受けた地域包括支援センターは、高齢者の様子を確認し、必要な支援やサービスを提供して高齢者を支えます。



●小さな「気づき」が大切です。

近所に住んでいる高齢者について、日常生活や仕事などで高齢者に接する中で、「あれ?」「なんとなくおかしいな?」という小さな「気づき」があれば、地域包括支援センターなどへご連絡ください。

- 郵便物や新聞が郵便受けにたまっている
- 最近、外出している姿を見かけなくなった
- 家の中から高齢者を大声で怒鳴る声が聞こえる
- 服装が不自然なまま外出している など



介護している方へ

◆適切な介護知識を学んだり、介護することへの理解やストレスの軽減を図る支援があります。(地域支援事業)

■家族介護教室

- 対象** 高齢者を介護する家族の方々
- 内容** 市内の高齢者在宅サービスセンターや福祉施設などで、適切な介護知識・技術を習得するための教室を開催します。



■家族介護継続支援

- 対象** 認知症の高齢者を介護する家族の方等
- 内容** 市内の高齢者在宅サービスセンターや福祉施設などで、交流会や講習会などの機会を通して認知症の理解や介護ストレスを発散することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。

■やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援)

- 対象** 軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方、援助についてのご相談のある方
- 内容** 支援ボランティアが話し相手、声かけ等を行います。詳しくは、桜町高齢者在宅サービスセンター(☎042-381-0006)までお問い合わせください。

自己負担限度額と負担の軽減

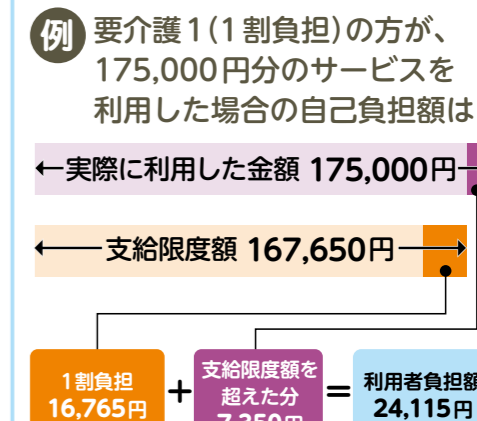
介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具販売
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

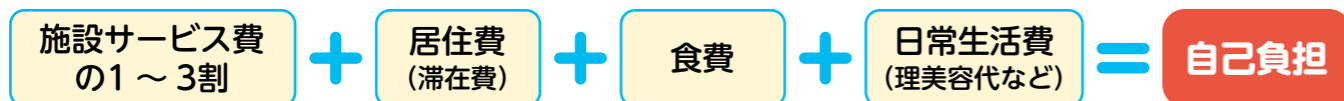
介護公表 検索



介護サービス情報公表システム 二次元バーコード

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方への居住費と食費の負担軽減(負担限度額認定)

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし					
	1 世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	2 前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	3-① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
3-② 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]	
令和6年8月から	生活保護受給者の方等	要件なし					
	1 世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	2 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	3-① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-② 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]	

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。
- ※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※3 年金収入額には、遺族年金、障害年金等の非課税年金も含まれます。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

● 自己負担が高額になったときの負担軽減(高額介護サービス費)

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 対象となる方には、市区町村から請求のご案内を送付します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。
- 支給限度額を超えて利用したサービスの費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 対象となる方には、市区町村から請求のご案内を送付します。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

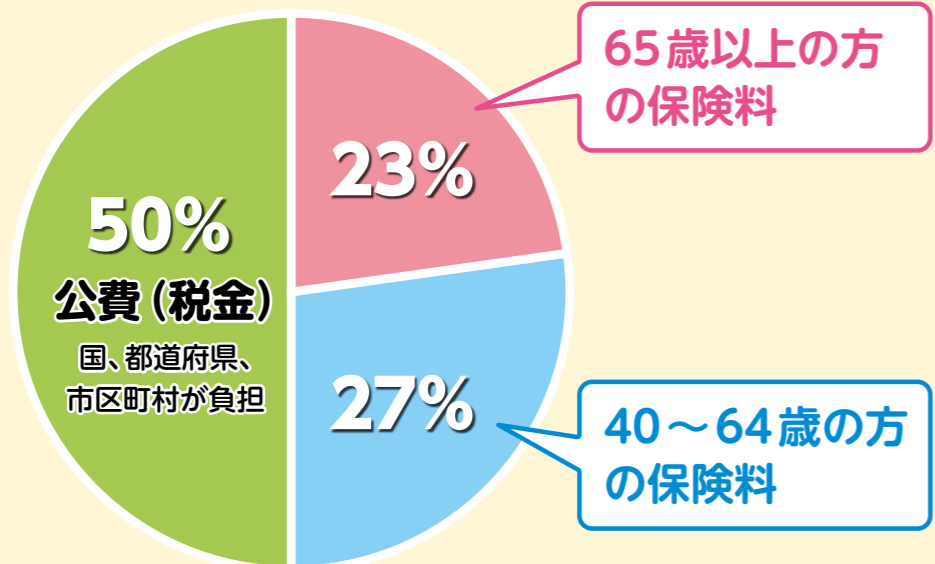
70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。

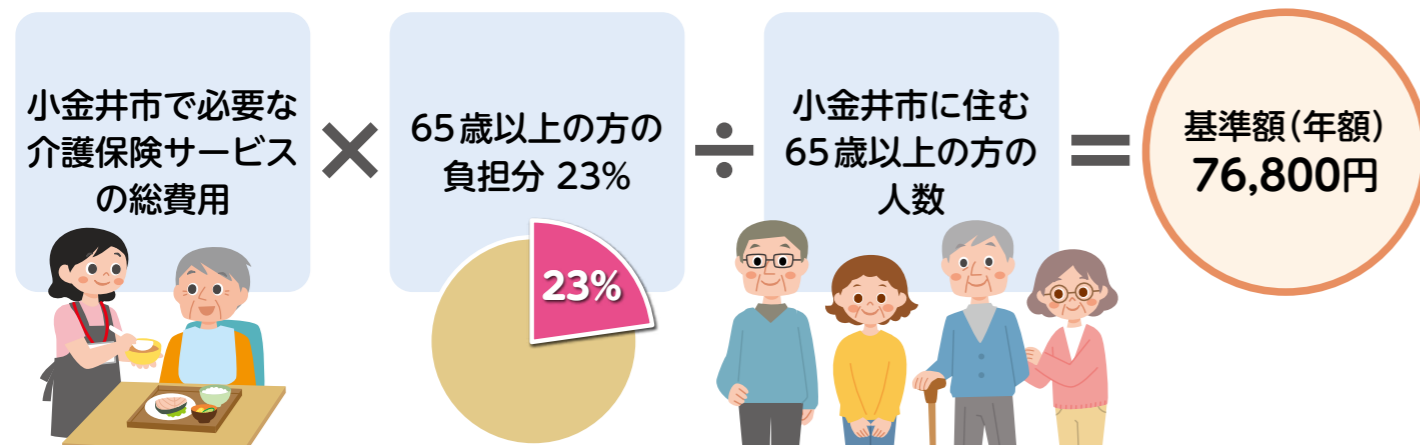
介護保険の財源の内訳(令和6～8年度)
(このほかに利用者負担分があります)



65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。
介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

小金井市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **76,800円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、18段階に分かれます。

所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金 ^{※1} を受けている方 ・世帯全体が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} 」の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	21,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の「課税年金収入額と合計所得金額」の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.385 29,500円
第3段階		120万円超の方	基準額 × 0.685 52,600円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の「課税年金収入額と合計所得金額」の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.875 67,200円
第5段階		80万円超の方	基準額 × 1.00 76,800円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額 × 1.175 90,200円
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.275 97,900円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.40 107,500円
第9段階		320万円以上 350万円未満の方	基準額 × 1.45 111,300円
第10段階		350万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.55 119,000円
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.65 126,700円
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 1.75 134,400円
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 1.85 142,000円
第14段階		720万円以上 820万円未満の方	基準額 × 1.95 149,700円
第15段階		820万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.10 161,200円
第16段階	2,000万円以上の方	1,000万円以上 1,500万円未満の方	基準額 × 2.32 178,100円
第17段階		1,500万円以上 2,000万円未満の方	基準額 × 2.54 195,000円
第18段階		基準額 × 2.76 211,900円	

^{※1} 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
^{※2} 課税年金収入額 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
^{※3} 合計所得金額 年金や給与等の総所得と上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等(繰越控除前)の合計額から、自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いた金額です(ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額)。第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得が引かれた金額です。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方

→【納付書】や【口座振替】で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

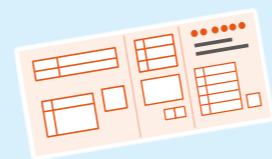
忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

手続き

- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※お申し込みは、各納期限の45日前までをお願いします。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



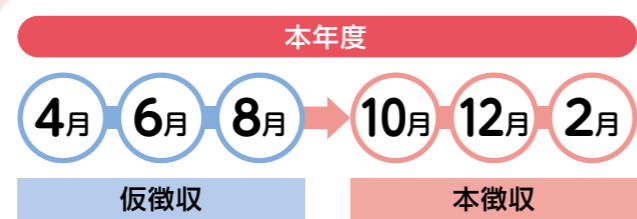
特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方

→年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。**延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用は**いったん全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護福祉課介護保険係にご相談ください。

40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
<p>国民健康保険に加入している方</p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p>職場の健康保険に加入している方</p>	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。